

かながわ県産木材住宅建設工務店認証制度実施要領

(趣旨)

第1条 かながわ森林・林材業活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）が活性化協議会会則（以下「会則」という。）第3条の（2）に掲げる事業として行う、県産木材を使用して住宅建設を行う地域工務店等との連携を強化し、住宅における県産木材の需要拡大を図るための「かながわ県産木材住宅建設工務店認証制度」（以下「工務店認証制度」という。）の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領でかながわ県産木材とは、かながわ県産木材産地認証制度実施要領（以下「産地認証要領」という。）第2条に規定する木材とする。

2 かながわ県産木材住宅とは、産地認証要領第5条及び第9条の規定により認証された木材を構造又は内装等の建築部材として使用した住宅とする。

(申請者の資格)

第3条 工務店認証を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を満たした者とする。

- (1) 県内に事業所を有する住宅建設事業者または団体で、建設業許可を受けた者であること。
- (2) かながわ県産木材住宅の継続的な建設を行うことができる体制と能力を有する者のうち、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 産地認証要領第8条の規定に基づく生産者認証書を交付された製材工場等（以下「製材認証生産者」という。）からの推薦（第1号様式）を受けた者
 - イ 神奈川県木材業協同組合連合会からの推薦（第1号様式）を受けた者

2 前項第1号に規定する団体は、県産木材の商取引等において主体的に関与できる者に限る。

(工務店認証申請)

第4条 工務店認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、かながわ県産木材住宅建設工務店認証申請書（第2号様式。以下「工務店認証申請書」という。）を活性化協議会に提出するものとする。

(申請者の審査)

第5条 活性化協議会は、前条の規定による工務店認証申請書が提出されたときは、申請書の内容並びに資格等の審査を行い、別に定める「かながわ県産木材住宅建設工務店認証規定」に基づき認証の適否を決定する。

2 前項の審査にあたっては、必要に応じ、会則第10条第4項の規定により設置された「県産木材認証制度検討部会」並びに専門的な知識を有する者の意見を徴することができる。

(工務店認証書の交付)

第6条 活性化協議会は、前条の審査を実施したときは、かながわ県産木材住宅建設工務店認証審査結果通知書（第3号様式）を申請者に通知するものとする。

2 活性化協議会は、申請者から工務店認証登録手数料が納入されたときは、かながわ県産木材住宅建設工務店認証書（第4号様式。以下「工務店認証書」という。）を申請者に交付するとともに、かながわ県産木材住宅建設認証工務店名簿（第5号様式）に必要な事項を登載するものとする。

(認証の有効期限)

第7条 前条の規定による工務店認証書の有効期限は、認証を受けた日の翌日から起算して最初の3月31日までの期間とする。

(認証工務店の再認証)

第8条 第6条に規定する工務店認証書の交付を受けた者（以下「認証工務店」という。）が再認証を受けようとするときは、第4条、第5条及び第6条の規定を準用する。

(認証工務店の義務)

第9条 認証工務店は、かながわ県産木材住宅の信頼性を将来にわたって維持確保していくため、かながわ県産木材住宅建設工務店認証制度実施要領及び産地認証要領並びに関係規定を遵守しなければならない。

- 2 認証工務店は、活性化協議会が交付する工務店認証書を主たる事務所に掲示するものとする。
- 3 認証工務店は、認証工務店である旨を表示して営業活動等を行うに当たっては、活性化協議会の指示する表示方法に従わなければならない。
- 4 認証工務店は、かながわ県産木材住宅の建設実績表（第6号様式）を当該年度の翌年度の4月10日までに、活性化協議会に報告しなければならない。
- 5 認証工務店は、かながわ県産木材の特性を十分に把握した上で、かながわ県産木材及びかながわ県産木材住宅の普及に努めるものとする。
- 6 認証工務店は、住宅の建設及び使用木材等について、疑義が生じた場合は、自らの責任において、それに対処しなければならない。

(活性化協議会の義務等)

第10条 活性化協議会は、認証工務店を記載した名簿を整備し、広く公開するものとする。

- 2 活性化協議会は、認証工務店に対し、活動に必要な情報を提供するとともに、かながわ県産木材及びかながわ県産木材住宅の普及に努めるものとする。
- 3 活性化協議会は、認証工務店が行う住宅建設及び営業活動並びに商取引等に関し、一切の責任を追わないものとする。

(工務店認証の変更の届出)

第11条 認証工務店は、工務店認証申請書の記載事項に変更があった場合には、すでに交付されている工務店認証書を添えて、かながわ県産木材住宅建設工務店認証事項変更届（第7号様式）を速やかに活性化協議会に提出しなければならない。

- 2 活性化協議会は、前項の規定による届出があったときは、認証工務店名簿の変更、工務店認証書の書換、その他必要な措置をしなければならない。

(認証書の再交付)

第12条 認証工務店は、工務店認証書を汚損し、又は紛失したことにより、工務店認証書の再交付を受けようとするときは、工務店認証書再交付申請書（第8号様式）を活性化協議会へ提出しなければならない。

- 2 活性化協議会は、前項の規定による申請があったときは、新たに交付する工務店認証書にその旨を付記するものとする。

(認証の取消)

第13条 活性化協議会は、認証工務店が次の各号に該当する場合は、工務店認証を取り消すことが

できる。

- (1) 工務店認証申請書の記載事項に虚偽があったことが明らかになったとき
 - (2) 認証工務店から当該認証の取消の申請があったとき
 - (3) 認証工務店が廃業又は解散等により住宅建設を中止したとき
 - (4) 認証工務店が、第3条に規定する申請者の資格を失ったとき
 - (5) 認証工務店が、手形の不渡り及び銀行取引停止処分等これに準ずる状態に陥ることにより、住宅建設を円滑に行うことが困難と判断されたとき。
 - (6) 認証工務店が、かながわ県産木材及びかながわ県産木材住宅の信用を著しく失墜したと判断されたとき
- 2 活性化協議会は、認証工務店が前項各号に掲げる事項に該当し、認証を取り消すときは、当該認証工務店あて認証取消通知書（第9号様式）により認証の取消について、通知するものとする。
- 3 認証を取り消された認証工務店は、すでに交付を受けた工務店認証書を活性化協議会に返納しなければならない。
- 4 認証を取り消された認証工務店は、認証を取り消された日の翌日から起算して1年の間、第4条の規定による申請を行うことができない。

（手数料の納付）

- 第14条 認証工務店は、第6条及び第8条の規定による工務店認証書の交付を受けようとするとき並びに第11条及び第12条の規定による届出又は申請を行うときは、別に定める額の手数料を活性化協議会に納付しなければならない。
- 2 納入された手数料は、理由のいかんに関わらず、返還しないものとする。

（委任）

- 第15条 この要領に定めるもののほか、工務店認証制度の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年3月23日から施行する。

附 則 この要領は、平成21年6月24日から施行する。

第1号様式

かながわ県産木材住宅建設工務店認証推薦書

平成 年 月 日

かながわ森林・林材業活性化協議会会長 様

推薦者 所 在 地

団体・法人名（認証生産者にあつては認証番号） ⑩

代表者氏名

電 話 番 号

かながわ県産木材住宅建設工務店認証の候補者として、次の事業者を推薦します。

事業者・団体の名称	
代表者名	
所在地	住所 電話
特記事項	

第2号様式

かながわ県産木材住宅建設工務店認証申請書

平成 年 月 日

かながわ森林・林材業活性化協議会会長 様

申請者 所在地
 団体・法人名
 代表者氏名
 電話番号

㊟

かながわ県産木材住宅建設工務店の認証を受けたいので、かながわ県産木材住宅建設工務店認証制度実施要領第4条の規定により、関係書類を添付して申請します。

申請区分	1 事業者申請 2 団体申請 (登録会員数 事業者)			
新規・再認証の別	1 新規申請 2 再認証申請 (前年度の認証番号 年度) (最初の認証年度 年度)			
主たる事業所	所在地 電話・FAX 番号			
建設業許可番号				
推薦者名				
過去3年間の住宅建設実績(棟数)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	計
	棟	棟	棟	棟
うち県産木材住宅	棟	棟	棟	棟
県産材使用数量	m ³	m ³	m ³	m ³
今年度の県産木材住宅建設目標棟数又は県産材使用目標数量	/	/	/	棟
				m ³
その他の資格・登録等				

注1：かながわ県産木材住宅建設工務店認証推薦書(本文)を添付すること。

注2：建設業許可証、その他の資格・登録の写しを添付すること。

注3：新規申請の場合は、直近事業年度の納税証明書「その3の3」及び貸借対照表等経営状態が判断できる書類並びに法人については定款の写しを添付すること。

注4：団体申請の場合は、認証対象とする会員の所在地、名称を記載した明細票を添付すること。

第3号様式

かながわ県産木材住宅建設工務店認証審査結果通知書

活第 号
平成 年 月 日

申請者 様

かながわ森林・林材業活性化協議会
会長

印

平成 年 月 日付けで申請のありました、かながわ県産木材住宅建設工務店認証については、調査の結果、認証資格に適合すると認められますので、次のとおり工務店認証登録手数料を納入願います。

1 登録料

円

2 納入先

厚木市旭町1-8-14
かながわ森林・林材業活性化協議会
会長

振込口座 銀行 支店
普通預金
口座番号

3 納入時期

年 月 日

4 その他

納入された登録手数料は、理由のいかんに関わらず一切返還できません。

第4号様式

かながわ県産木材住宅建設工務店認証書

活第 号
平成 年 月 日

申請者様

かながわ森林・林材業活性化協議会
会長 ○○ ○○ 印

平成 年 月 日付けで申請のありました、かながわ県産木材住宅建設工務店認証について、次のとおり認証したので交付します。

1 工務店認証番号

2 事業者の所在地及び名称

(1) 所在地

(2) 名称

3 代表者氏名

4 認証書の有効期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

5 認証条件等

- (1) 認証工務店は、かながわ県産木材住宅建設工務店認証制度実施要領等の関係規定を遵守すること。
- (2) かながわ森林・林材業活性化協議会は、認証工務店が行う住宅建設及び営業活動並びに商取引等に関し、一切の責任を負わない。

第6号様式

かながわ県産木材住宅建設実績表
 (かながわ無垢材の家建設・PR活動実績表)

工務店認証書番号・交付年月日	第 号 平成 年 月 日
認証工務店の所在地及び名称	
代表者氏名	
認証書の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

番号	建設箇所住所	建設完了日	認証木材使用量 (m ³)	木材の入手先 (認証生産者)	PRの実施方法及び実施期間	PR活動経費 (円)	備考

注1：認証木材の証明書類を添付すること。

注2：それぞれの住宅の完成時及びPR活動の実施状況写真を添付すること。

注3：PRの実施方法欄には、実施したPR活動を具体的に記載すること。

注4：PR活動経費欄には、活動に要した経費の内訳を記載すること。

第7号様式

かながわ県産木材住宅建設工務店認証事項変更届

平成 年 月 日

かながわ森林・林材業活性化協議会 会長 様

申請者 所在地
団体・法人名
代表者氏名
電話番号

④

平成 年 月 日付け活第 号で認証を受けたかながわ県産木材住宅建設工務店認証事項に、次のとおり変更があったので、かながわ県産木材住宅建設工務店認証制度実施要領第11条の規定により届け出ます。

1 かながわ県産木材住宅建設工務店認証書の番号及び交付年月日

認証番号

交付年月日 平成 年 月 日

2 認証書の有効期間

平成 年 月 日から平成 年 月まで

3 変更の内容

(1) 変更前

(2) 変更後

4 変更の理由

5 変更の年月日

平成 年 月 日

第8号様式

かながわ県産木材住宅建設工務店認証書再交付申請書

平成 年 月 日

かながわ森林・林材業活性化協議会会長 様

申請者 所在地
団体・法人名
代表者氏名
電話番号

印

平成 年 月 日付け活第 号で交付を受けた、かながわ県産木材住宅建設工務店認証書の再交付を受けたいので、かながわ県産木材住宅建設工務店認証制度実施要領第12条の規定により申請します。

- 1 かながわ県産木材住宅建設工務店認証書の番号及び交付年月日
認証番号
交付年月日 平成 年 月 日
- 2 代表者氏名
- 3 認証書の有効期間
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
- 4 再交付を申請する理由

第9号様式

かながわ県産木材住宅建設工務店認証取消通知書

活第 号
平成 年 月 日

認 証 工 務 店 様

かながわ森林・林材業活性化協議会
会長 印

平成 年 月 日付け活第 号で認証をした、かながわ県産木材住宅建設工務店認証については、かながわ県産木材住宅建設工務店認証制度実施要領第16条の規定に基づき認証を取り消します。

1 認証工務店の所在地及び名称

(1) 所在地

(2) 名称

2 代表者氏名

3 認証書の有効期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 まで

4 取消の理由